

# 龍ヶ崎市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成27年3月

龍ヶ崎市教育委員会

## 目 次

1. プログラムの目的	1
2. 通学路安全推進会議の設置	2
3. 取組方針	3
(1) 基本的な考え方	3
(2) 合同点検の実施	3
(3) 対策の検討	4
(4) 対策の実施	4
(5) 対策効果の把握	4
(6) 対策の改善・充実	4
4. 対策箇所一覧表, 対策箇所図の公表	4
(参考資料1) 通学路交通安全プログラムのフロー図	5
(参考資料2) 通学路交通安全対策実施例	6

## 1. プログラムの目的

---

平成24年4月に登校中の児童の列に自動車が飛び込み、児童が死傷する痛ましい事故が発生しました。また、同様の事故が全国で相次いで発生しました。これを受けて、国では、平成24年4月27日に文部科学大臣から「学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージ」が出され、また、同年5月1日には、文部科学省スポーツ・青少年局長から「学校の通学路の安全確保」の通知文が出されました。さらに、同年5月30日には、文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁の連名で「通学路の交通安全の確保の徹底について」として、各地域の学校、警察、道路管理者等が連携・協働して、通学路の安全確保を図る旨の依頼文が出されたところです。

さて、当市ではこれまで通学路の安全確保の取組として、市内の小中学校ごとに定期的に通学路の点検を行い、危険箇所の把握に努めてきました。また、関係機関の立ち会いのもと、小学校通学路の安全点検を実施し、改善が必要な個所については、路側帯の白線を引いたり、U字溝のふたを敷設したりするなど、通学路の改善を図ってきました。そのような中、全国で相次いで発生した事故を踏まえ、さらなる通学路の安全確保の向上を図るため、関係機関で連携



を図り、平成24年7月から8月までの間に「通学路の緊急合同点検」を実施しました。緊急合同点検の結果、改善等が必要な個所について協議を行い、適宜、通学路の安全対策を講じてきたところです。

その後、平成25年12月には、再度、文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁の連名で「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」として、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を推進する旨の通知が出されました。

このような背景を踏まえ、引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を推進するため、関係機関の連携体制の強化を図り、「龍ヶ崎市通学路交通安全プログラム」を策定するものです。今後は、本プログラムに基づき、関係機関がより一層連携して、児童が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

通学路については、実際に通学路を利用する児童への安全教育のほか、交通指導、道路施設の整備及び維持管理等、安全対策の内容が多岐にわたるため、関係機関が別々に独自の対策を行うだけでは期待された効果が十分に発揮できないことがあります。

このため、今後は各関係機関の連携を強化し、通学路の安全確保に向けた取組を推進することを目的とし、以下に掲げる機関で構成される「龍ヶ崎市通学路安全対策推進会議」を設置します。通学路安全推進会議では、本プログラムに基づく取組を推進し、効果的な安全対策の実現を図ります。

なお、通学路安全推進会議の事務局は、龍ヶ崎市教育委員会に置きます。

### 【龍ヶ崎市通学路安全推進会議の構成員】

機関名	主な役割
龍ヶ崎市教育委員会教育総務課	通学路安全推進会議の事務局
龍ヶ崎市都市整備部施設整備課	道路施設に関すること (道路施設の整備、維持補修等)
龍ヶ崎市市民生活部交通防犯課	道路交通に関すること (交通安全指導、啓蒙等)
竜ヶ崎警察署	道路交通に関すること (交通規制、取締り等)
竜ヶ崎工事事務所	道路施設に関すること (道路施設の整備、維持補修等)
龍ヶ崎市立小学校	児童への指導、教育に関すること

### 3. 取組方針

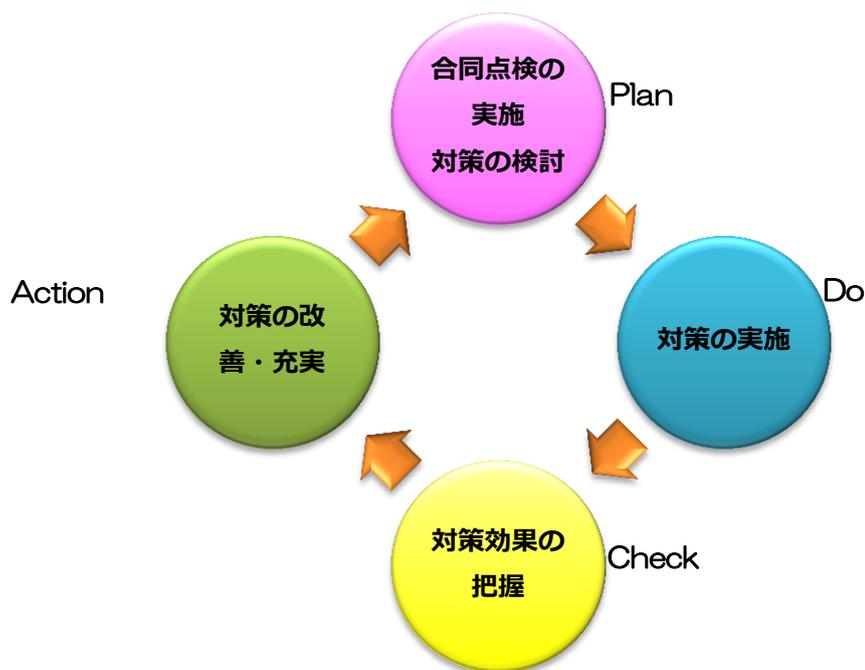
#### (1) 基本的な考え方

当市では、平成24年度に竜ヶ崎警察署、竜ヶ崎工事事務所、学校関係者、市役所の関係課等による通学路の緊急合同点検を実施しました。しかしながら、今後通学する児童生徒数の変遷等により通学路の変更が生じることや、交通状況の変化、道路施設の老朽化等による危険箇所の発生などが考えられます。

このため、通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続的に実施するとともに、対策実施後の効果を把握し、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施することにより、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路の安全確保のためのPDCAサイクル〕



#### (2) 合同点検の実施 (Plan)

##### ① 合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校の通学路を毎年1回、合同点検を実施します。
- ・合同点検の実施時期は、7月から8月の間とします。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

- ・小学校ごとに、竜ヶ崎警察署、竜ヶ崎工事事務所、学校関係者、市役所の関係課等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan)

- ・合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、箇所ごとに、注意喚起の看板設置や路面標示のようなハード対策や通学路変更や見守り支援のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施 (Do)

- ・対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。
- ・短期的に実施が可能なもの（ラインの塗り替え、路面表示、カラー歩道など）については、緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。
- ・中長期的な対応が必要なもの（歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号設置）については、整備に向けた計画を迅速に進め、実施に向け取り組みます。

(5) 対策効果の把握 (Check)

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、アンケート、聞き取り、現地調査等の把握手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実 (Action)

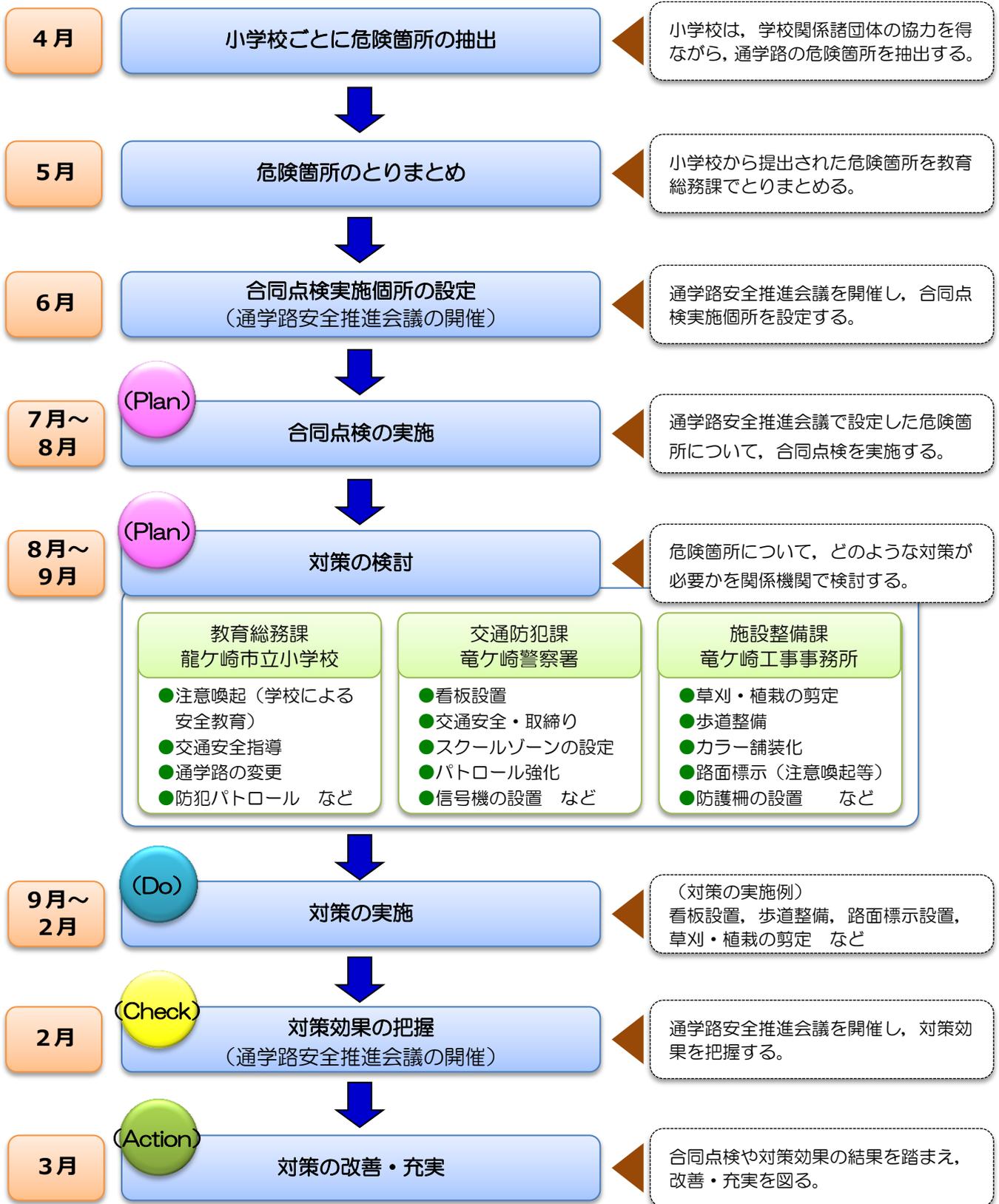
- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 対策箇所一覧表、対策箇所図の公表

---

小学校ごとの点検結果や対策内容については、通学路安全推進会議で協議を行うとともに、関係者間で認識を共有するため「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、ホームページ等で公表します。

### 通学路交通安全プログラムのフロー図



### 通学路交通安全対策実施例



路面標示（白線の引き直し）  
【龍ヶ崎小学校区】



路面標示（茶色塗装）  
【大宮小学校区】



路面標示（新規表記）  
【龍ヶ崎西小学校区】



看板設置  
【馴馬台小学校区】



草刈・植栽の選定  
【城ノ内小学校区】



縁石塗装（黄色）  
【龍ヶ崎西小学校区】



道路標示（スクールゾーン）  
【龍ヶ崎西小学校区】



ガードレールの設置（ポール式）  
【大宮小学校区】



道路改良工事  
【大宮小学校区】



舗装工事（凹凸解消）  
【長戸小学校区】

※ 通学路交通安全対策実施例の写真は、平成24年度に実施した「通学路の緊急合同点検」において、改善策を講じた一例です。